

各介護サービス事業所を運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

令和5年度「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」算定に係る処遇改善計画書等の提出について（通知）

日頃、本県の介護保険行政の推進について、格別の御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、通常、加算を取得する月の前々月の末日までに処遇改善計画書等を各指定権者に提出いただく必要がありますが、令和4年4月または5月から加算を取得する場合については、提出期限が令和5年4月15日（土）までに延長されたところです。

今般、別添「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和5年3月1日老発0301第2号厚生労働省老健局長通知）のとおり、令和5年度の加算に係る処遇改善計画書の様式が示されました。

については、令和5年度の加算を取得する場合は、下記のとおり、ご提出いただきますようお願いいたします。

また、令和5年4月サービス提供分から新たに加算を算定する場合又は算定区分に変更がある場合は、上記計画書とは別に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となりますので、併せてご承知ください。

記

- 1 「介護職員処遇改善計画書」、「介護職員等特定処遇改善計画書」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」の提出期限

	加算算定期間	提出期限（延長後）
1	令和4年度から引き続き加算を算定する場合	令和5年4月15日（土）
2	令和5年4月から新たに加算を算定する場合	
3	令和5年5月から新たに加算を算定する場合	
4	令和5年6月以降から新たに加算を算定する場合	加算を取得する月の前々月の末日

※様式（編集可能媒体）は、当課ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/192802.htm>

- 2 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限

	加算算定期間	提出期限（必着）
1	令和4年度から引き続き加算を算定する場合 (算定区分に変更がない場合)	提出不要
2	令和4年度から引き続き加算を算定する場合 (算定区分に変更がある場合)	令和5年4月15日（土）
3	令和5年4月サービス提供分から加算を算定する場合	

4	令和5年5月以降サービス提供分から加算を算定する場合	(施設系) 算定開始月の1日 (居宅系) 算定開始月の前月の15日
---	----------------------------	--------------------------------------

3 提出先・問い合わせ先（指定権者が鳥取県または南部箕蚊屋広域連合の場合）

担当	所在地	電話番号	メールアドレス
中部総合事務所県民福祉局 共生社会推進課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3128	chubu-fukushihoken@pref.tottori.lg.jp
西部総合事務所県民福祉局 共生社会推進課	〒683-0802 米子市東福原1-1-45	0859-31-9314	seibu-fukushihoken@pref.tottori.lg.jp
南部箕蚊屋広域連合事務局	〒683-0351 南部町法勝寺377-1	0859-39-6222	nan-mino@sanmedia.or.jp

4 その他

指定地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型又は通所型サービス）に係る実績報告書の提出先や提出に必要な書類等については、指定権者である市町村にお問い合わせください。

5 添付資料

- ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和5年3月1日老発0301第2号厚生労働省老健局長通知）
- ・令和5年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について（令和4年12月20日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

【担当】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課
介護保険・施設担当 吉村
電 話：0857-26-7175
ファクシミリ：0857-26-8168
電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp